

令和5年度
公共補償円滑適正対策事業

迫川上流地区川台幹線用水路他用地測量業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特別仕様書は、公共補償円滑適正対策事業迫川上流地区川台幹線用水路他用地測量業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 本業務は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号農村振興局長通知）別記（I）用地調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本特別仕様書により実施する。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 業務の目的

本業務は、国営迫川上流地区川台幹線用水路に係る権利保全対策及び国営定川地区五味倉機械排水路に係る土地の所管換に伴う用地測量を実施し、用地補償業務の円滑な推進を図るものである。

(2) 実施場所（別添位置図のとおり。）

迫川上流地区：宮城県栗原市一迫字長崎大平沢地内他

定川地区：宮城県東松島市大曲地内

(3) 調査区域

①地域区分は、耕地とする。

②調査区域面積は、1.153haとする。（迫川上流地区0.303ha、定川地区0.850ha）

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

(障害物の伐除)

第4条 本業務実施のために伐除した障害物に係る補償は、原則として発注者において処理する。ただし、監督職員の指示を受けないで伐除したもの又は不注意により伐除したものとの補償は、受注者の責任において処理する。

(管理技術者及び照査技術者の資格要件)

第5条 資格要件は以下のとおりである。

(1) 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士若しくは土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記（2）の照査技術者の要件を備えた者とする。また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

(2) 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

①土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

②土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者

（配置技術者の確認）

第6条 共通仕様書第41条（作業計画書）第2項における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条（業務実績データの作成及び登録）に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、作業計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更作業計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 共通仕様書第12条（業務実績データの作成及び登録）に基づく技術者情報の登録は、作業計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

（保険加入）

第7条 受注者は、共通仕様書第37条（保険加入の義務）に示されている保険に加入している旨を作業計画書に明示しなければならない。

また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（低入札価格契約における第三者照査）

第8条 別紙に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は業務請負契約書第11条（照査技術者）及び共通仕様書第9条（照査技術者及び照査の実施）については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和5・6年度（測量・補償コンサルタント）の一般競争参加資格（指名競争）の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 共通仕様書第30条（守秘義務）を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある。
- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある。

②人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務工程表に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 成果物とりまとめの段階時打合せへの立会い

本特別仕様書第15条第2項に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第12条（業務実績データの作成及び登録）の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたって、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条（契約不適合責任）のとおり、受注者に対し、成果物の修補による履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施した者が責任を負うものではない。

第2章 測量条件及び貸与資料等

（測量の基準及び精度等）

第9条 本業務の実施に必要な条件は、次のとおりである。

- (1) 測量の基準は、世界測地系に基づく平面直角座標系（公共座標）による。
- (2) 測量及び面積測定の精度区分は、「甲三」による。
- (3) 縮尺は、1/500を基本とし、これにより難い場合は適宜変更出来るものとする。

(貸与資料等)

第10条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資料名	数 量	備 考
迫川上流地区 川台幹線用水路施設管理図	一式	
定川地区 五味倉機械排水路施設管理図	一式	
平成26年度国営造成水利施設保全対策推進事業 定川地区ほか用地測量業務 成果物	一式	
令和元年度国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 定川地区大曲副水路用地測量業務	一式	
その他必要な資料	一式	

- 2 受注者が、登記事項証明書等若しくは戸籍簿等を閲覧し、又はその謄本等の交付を受けるために必要な交付申請書等は、発注者が交付する。

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第11条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 作業計画	1 業務	
(2) 現地踏査	1 業務	
(3) 地図の転写	1. 153ha	
(4) 転写連続図の作成	1. 153ha	
(5) 地積測量図等の転写	1. 153ha	
(6) 土地の登記記録の調査	1. 153ha	
(7) 権利者の確認調査（当初）	1. 153ha	
(8) 公共用地管理者との打合せ	1 業務	
(9) 依頼書の作成	1. 041km	
(10) 協議書の作成	1. 041km	
(11) 境界の確認	1. 153ha	
(12) 土地境界確認書の作成	1. 153ha	
(13) 境界測量	1. 153ha	
(14) 用地境界仮杭の設置	0. 295ha	
(15) 境界点間測量	1. 153ha	
(16) 面積計算	1. 153ha	
(17) 用地実測図の作成	1. 153ha	
(18) 用地平面図等の作成	1. 153ha	
(19) 土地調書の作成	0. 295ha	

(20) 地積測量図（案）等の作成	1.153ha
-------------------	---------

(指示事項)

第12条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

(1) 地図の転写及び転写連続図の作成

図面の用紙はポリエスチルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(2) 土地の登記記録の調査

土地に関する所有権以外の権利の登記がある場合その他必要に応じて登記事項証明書を提出するものとする。

(3) 権利者の確認調査（当初）

登記名義人が死亡している場合は戸籍謄本等を提出するものとし、その他必要に応じて権利者の確認調査（追跡）を変更追加するものとする。

(4) 公共用地管理者との打合せ

公共用地管理者との打合せ内容等を記載した打合せ簿を提出するものとする。

(5) 依頼書の作成

公共用地の境界を確定するため、公共用地管理者に立会等を求めるときの依頼書を作成する。

(6) 協議書の作成

境界確定作業完了後において境界確定図に押印を求めるときの必要書類を作成する。

(7) 境界の確認

①立会い通知は、立会日の1週間前までに関係者に届くよう受注者が行うものとする。

②杭の材料はプラスチック杭とし、規格は4.5cm×4.5cm×45cmを標準とする。

③杭頭部は赤色のペイントで着色し、杭には点番号等を記すものとする。

④境界確認に伴う立会人の日当は、受注者の負担とする。

(8) 用地境界仮杭の設置

①取得、区分地上権設定又は所管換する用地について、用地境界仮杭を設置する。

②杭の材料はプラスチック杭とし、規格は7.0cm×7.0cm×60cmを標準とする。

③取得又は所管換する用地の杭頭部は赤色、区分地上権設定用地の杭頭部は黄色のペイントで着色する。

(9) 面積計算

取得、区分地上権設定又は所管換する用地について面積計算を行うものとする。

また、取得、区分地上権設定又は所管換する用地に係る残地についても面積計算を行う。

(10) 用地実測図の作成

図面の用紙はポリエスチルフィルム#300又はこれと同等以上のものとし、規格はA1型とする。

(11) 用地平面図等の作成

- ①土地取得図、区分地上権設定図及び所管換図を作成する。
- ②境界点番号図を作成する。
- ③上記①で作成した図面に面積計算の結果を求積表として記載する。
- ④図面の用紙はポリエスチルフィルム #300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A1 型とする。

(12) 土地調書の作成

取得、区分地上権設定又は所管換する用地について、所有者ごとに土地調書を作成する。

(13) 地積測量図（案）等の作成

地積測量図（案）及び土地所在図（案）の作成は、不動産登記規則（平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18 号）第 73 条から第 78 条及び不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日法務省民二第 456 号法務省民事局長通達）第 50 条から第 51 条までの規定による。

第 4 章 成果物

（成果物等）

第13条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりである。

成果物		数量	装丁等
(1) 地図の転写図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	綴じ込み
	原図	〃	図面ファイル
(2) 転写連続図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	綴じ込み
	原図	〃	図面ファイル
(3) 公共用地境界確定図書等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	原本	1 部	綴じ込み
(4) 土地境界確認書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	原本	1 部	綴じ込み
(5) 用地実測図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	綴じ込み
	原図	〃	図面ファイル
(6) 用地平面図等 ①土地取得図 ②区分地上権設定図 ③所管換図 ④境界点番号図	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	綴じ込み
	原図	〃	図面ファイル
(7) 土地調書	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	原本	1 部	綴じ込み
(8) 地積測量図（案）等	電子データ	正副 2 部	CD-R 等
	書面	1 部	綴じ込み

	原図	〃	〃
--	----	---	---

2 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第5章 契約変更

(契約変更)

第14条 業務請負契約書第17条（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）から第20条（業務の中止）に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 本特別仕様書第11条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 本特別仕様書第12条に示す「指示事項」に変更が生じた場合
- (3) 本特別仕様書第13条に示す「成果物等」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) その他

第6章 その他

(管理技術者及び打合せ)

第15条 別紙に掲げる割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するものとする。

2 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、業務に着手するとき及び成果物とりまとめの段階には管理技術者が出席するものとする。

- また、打合せの場所は、東北農政局北上土地改良調査管理事務所とする。
- (1) 業務に着手するとき
 - (2) 業務の中間1回
 - (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、別紙に掲げる割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第41条（作業計画書）に定める作業計画書の管理状況を報告しなければならない。

(疑義)

第16条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別紙（第8条及び第15条関連）

【割合】

次の表の予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。

業務区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額

別添

令和5年度公共補償円滑適正対策事業 迫川上流地区 川台幹線用水路他用地測量業務 位置図

